

村の年末融資

ご利用ください



十二月は資金需要の高まる月。村では村内中小企業のみなさんのため地方産業育成資金の貸付を行っています。お店の繁栄のため、ご利用ください。申し込みは今月十一日(金)までに、巻信

用組合岩室支店か和納支店へ。なお、申請用紙は各支店か岩室村商工会にあります。▽貸付限度額：四百万円▽利率：五・四％と四・九％▽問合せ：岩室村商工会(☎23309)へ。

交通事故は国保係に届出を



交通事故のように、第三者の行為によって傷害をうけた場合は、その診療費は加害者が支払うべきものです。ただし、加害者と話し合いがつかなかったり、加害者にお金の持ち合わせがなかったような場合は、国民健康保険(国保)で診療をうけることは差しつかえありません。この場合、本来加害者が負担すべき医療費を、国保が一時的にかえて支払っているわけで、あとで国保はその分を加害者に請求します。第三者の行為によって傷害をうけた場合は、加害者と示談を結ぶ前に、必ず役場保健衛生課国保係(☎24111内線1121)へ届け出てください。

村教育委員長の渡辺修さんが文部大臣表彰に続き、**全国表彰受彰**。ことしの七月に地方教育功労者として文部大臣表彰をうけた(広報八月号で紹介)村教育委員長の渡辺修さん(和納七区・64歳)がこのほど全国市町村教育委員会連合会結成三十周年記念式典で功労者として全国表彰をうけました。この表彰は全国でも五十一人とあって喜びもひとしおとか。一年に二回の栄誉ある表彰。渡辺さん、本当におめでとーございます。

村担当保護司の小島ヨキさんに**保護司連盟会長表彰**。保護司といってもちよつとなじみの薄い仕事かと思えますが、犯罪や非行をした人たちの健全な社会復帰をお手伝いする法務大臣から委嘱された民間ボランティアのみなさんのことです。岩室村担当の保護司である小島ヨキさん(石瀬・71歳)が、このほど公共の福祉に貢献した功績で関東地方保護司連盟会長表彰をうけました。小島さん、本当におめでとーございます。

役場など……**年末年始は休みます**

役場や村の各施設は年末年始、下記のとおり休みとなりますので、ご協力をお願いします。

- 役場……12/29→1/3
ただし、29日(火)と30日(水)の午前中のみ戸籍の窓口事務は行います。出生、死亡届など戸籍の届けは、年末年始にかかわらず受け付けします。
- 企業課(水道)……12/29→1/3
- ごみ・し尿の収集
 - *ごみ……1/1→1/3
 - *し尿……12/29→1/3
- 各施設
 - 岩室村公民館
 - 間瀬地区公民館……12/28→1/4
 - 村民体育館
 - *静閑荘……12/28→1/4
 - *妙有院火葬場……元旦
 - *福井埋立地……1/1→1/3

十二月十日から一か月間は、「公給領収証の完全交付・受領強調月間」です。明朗会計のため、料理店などを利用された場合は、必ず公給領収証をお受け取りください。

受けとりましょう
公給領収証



和納十二区の小野敏浩さんから「父光弘さん」のご冥福を祈られ金二十万円のご寄付がありました。新濁市寺尾上にお住いの幸村克さんから広報編集のためにと金三万円のご寄付がありました。

善意を
お礼とす

暖房器具
取り扱いは慎重に

先日、村内でサロヒーターをつけたまま外出したため、加熱で畳を焦がす、というボヤ騒ぎがありました。幸い近所の人の発見が早く、大事にならずホッとしましたが、このボヤの原因となったサロヒーターは、製造業者が欠陥品としてリコール回収をしていた製品でした。みなさんのご家庭でも、まだ放熱ネット(欠陥部分)の取り換えをしていないサロヒーターがありましたら、早めに交換をしてください。機種など詳しくは消防岩室分署(☎23360)へどうぞ。また、サロヒーターに限らず、暖房器具は直接的な火災原因になりやすいものです。とくに石油を使つたものは、給油時の火災発生が突出しています。給油をする場合には必ず消火をして余熱がなくなつてから行うなど細心の注意をしてください。

二十歳になったら国民年金です

「二十歳になったら国民年金」なんていうコピーがありました。が、国民年金は二十歳から六十七歳までの、次に該当するみなさんは加入しなければなりません。①二十歳になった人 ②農業や商業などの自営業の人 ③厚生年金などの適用のない事業所に勤める人 ④会社をやめた人 ⑤夫の扶養になっているサラリーマンの奥さんなどです。「わたしはまだ加入していないわ」というかたはお早めに役

国民年金

場国民年金係にご相談ください。**保険料は所得から控除されます**

ところでどうみなさんはご存じのことと思いますが、ことし一年間に納めた保険料は、サラリーマンの年末調整や自営業者などが確定申告をすると、その額が所得税から控除(差し引かれます)されます。十二月は、年末調整の月ですから、該当する人は、この手続きを忘れずにしてください。

除の対象になります。■定額保険料
六十二年一月から三月までは、一月につき七千四百円、四月から十二月までは、一月につき七千四百円。
■付加保険料
(定額保険料を一年間納めた場合は八万七千九百円)
六十二年一月から十二月まで一月につき四百円。
(付加保険料を一年間納めた場合は四万八千八百円)
*定額保険料と付加保険料をあわせて一年間納めた人の場合は九万二千七百円です。
保険料を前納した場合や追納、未納などについては、役場住民福祉課国民年金係(☎24111内線117)へどうぞ。

参加しませんか

村民バスケットボール大会

大会

- ▷日時…12月20日(日)午前9時
- ▷会場…村民体育館
- ▷対象…中学生以上の村民のみ
なさんと村内に勤務する人
- ▷申込み…今月15日(火)までに岩室村公民館(☎24444)へ。

*冬場の運動不足の解消と仲間づくりを目指し、ぜひご参加ください。

村議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

岩室村選挙管理委員会では、来年1月17日に行う予定の村議会議員一般選挙に立候補を予定されている人を対象に、説明会を行います。関係者(立候補予定者一人につき二人以内)は必ずご出席ください。詳しくは、村選挙管理委員会(役場総務課内・☎24111内線216)へ。
▷日時…12月17日(日)午後1時30分
▷岩室村役場2階研修室

投票区の変更 和納地区

今回の村議会議員一般選挙から和納地域の投票区が、いままでの2か所から3か所に変更になります。新しく追加される投票所は、和納2区にある八幡前集落開発センターです。これにより3投票区の部落が下表のとおり変更されますので、ご注意ください。なお、今回の追加で村内は全部で9投票区になります。

■変更前

投票日	投票所	部落名
第1	和納小学校	和納4区・5区・6区・7区・8区・9区・10区・11区
第2	和納第2保育園	和納1区・2区・3区・12区・三田原・津雲田・富岡・高橋

■変更後

投票区	投票所	部落名
第1	和納小学校	和納4区・5区・6区・7区・8区・10区
第2	和納第2保育園	和納3区・12区・三田原・津雲田・富岡・高橋
第3	八幡前集落開発センター	和納1区・2区・9区・11区・原